

宅建業法③ 「宅地建物取引士」



1. 宅建士と呼ばれるには？
2. 宅建士の事務は？
3. 専任の宅建士設置要件は？
4. 資格登録に必要な要件は？
5. 変更の登録と登録の移転の違いは？
6. 死亡等の届出は誰がする？
7. 宅建士証の有効期限と記載事項の変更

1. 試験合格→登録→宅建士証交付。「証」を手にして宅建士！
2. ①重要事項説明、②重要事項説明書への記名、③37条書面への記名の3つは宅建士にしかできない事務
3. 事務所は従業者の数に応じて5名に1名以上、契約等をする案内所等は1名以上設置
4. 登録するには実務経験2年以上必要。ない人は登録実務講習を受講して、実務経験2年以上と同等と認められてから登録。
5. 資格登録簿の記載事項に変更があったら、遅滞なく変更の登録。
登録先以外の都道府県で宅建業に従事するなら、変更の登録可能。
6. 個人資格なので、基本は自分で何でも届出。できないことだけ人の手を借りる(死亡のときは相続人、心身が故障したら代理人や親族等だが本人ができるようなら本人でも可)
7. 宅建士証の有効期間は5年間。宅建士証の記載事項の中で、住所、氏名が変更したら、遅滞なく書換え交付申請必要